

公 示 送 達 書

長崎市告示第519号

令和8年4月21日、同月22日、同年5月19日及び同年6月17日付けの
次の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所及び居
所が不明のため送達ができないので、長崎市長（財務部収納課）が
保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月14日

長崎市長 鈴木 史 朗

番 号	送達を受けるべき書類の名称	送 達 を 受 け る べ き 者	
		住（居）所	氏 名
1	差押解除通知書 長収第2-33号	神奈川県横浜市磯子区杉田3丁目10番5号	石田 均 他1名
2	差押調書（謄本） 長収第2-34号	神奈川県横浜市磯子区杉田3丁目10番5号	石田 均
3	配当計算書（謄本） 長収第2-57号	神奈川県横浜市磯子区杉田3丁目10番5号	石田 均
4	配当計算書（謄本） 長収第2-85号	神奈川県横浜市磯子区杉田3丁目10番5号	石田 均
5			
6			

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。